

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する旨、同法第9条の5第2項及び第260条第2項並びに静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

令和8年7月17日

沼津市長 頼 重 秀



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
西浦古宇字長津崎3の2及び3の3地先の 公有水面埋立地 288.58平方メートル	西浦古宇字長津崎